【勧告年月日】　平成21年12月15日
【勧告の対象となった違反事実】
１．課徴金納付命令対象者①は、アリサカの社員であったが、アリサカにおいて複数年度に亘る不適切な会計処理が判明した旨の同社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実（以下「本件重要事実」という。）をその職務に関し知り、この事実が公表された平成20年５月27日より前の同月16日に、アリサカの株券合計2,000株を売付価額60万4,200円で売り付けたものである。
２．課徴金納付命令対象者②は、アリサカの社員であったが、本件重要事実をその職務に関し知り、この事実が公表された平成20年５月27日より前の同月16日に、アリサカの株券合計500株を売付価額15万1,700円で売り付けたものである。
【課徴金額】　課徴金納付命令対象者①　31万円
　　課徴金納付命令対象者②　８万円
【勧告後の経緯】（課徴金納付命令対象者①及び②とも同日）
　審判手続開始決定日　平成21年12月15日
　課徴金納付命令日　平成22年１月21日
　なお、課徴金納付命令対象者①及び②からそれぞれ、事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑬　株式会社ベルーナ社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

証券監視委は、株式会社ベルーナ（以下「ベルーナ」という。）社員による内部者取引について検査した結果、法令違反（証取法第166条第１項第１号）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

本件は、会社の決算情報に直接触れることのできる者（ＩＲ担当者）が、業績予想の下方修正を行うとの事実を知り、内部者取引に及んでいる典型的な会社関係者による内部者取引事案である。

【勧告年月日】　平成21年12月18日
【勧告の対象となった違反事実】
　課徴金納付命令対象者は、ベルーナの社員であったが、同社が平成20年３月期の業績予想を下方修正する事実をその職務に関し知り、この事実が公表された平成19年10月31日より前の同月12日及び同月17日に、ベルーナの株券合計1,800株を売付価額208万5,000円で売り付けたものである。
【課徴金額】　29万円
【勧告後の経緯】
　審判手続開始決定日　平成21年12月18日
　課徴金納付命令日　平成22年２月１日
　なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑭　ベルーナ社員からの情報受領者らによる内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

証券監視委は、ベルーナ社員からの情報受領者らによる内部者取引について検査した結果、法令違反（旧金商法第166条第３項）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

本件は、第一次情報受領者による内部者取引事案である。情報伝達者の属性は、ベルーナ社員及びベルーナの契約締結先社員といずれも同社が特定商取引に関する法律に基づく業務停止命令の行政処分を受ける旨の事実（以下「本件重要事実」という。）を職務上知り得る立場にあった者で、いずれも家族関係にある者に伝達し、当該重要事実の伝達を受けた者が内部者取引を行ったものである。

また、本件は、行政処分を受ける旨の事実を重要事実として内部者取引を行ったとして課徴金納付命令勧告を行った初めての事案である。

【勧告年月日】　平成21年12月18日
【勧告の対象となった違反事実】
１．課徴金納付命令対象者①は、ベルーナの社員から、同人がその職務に関し知った、本件重要事実の伝達を受け、この事実が公表された平成20年７月９日午後２時30分より前の同月４日に、ベルーナの株券合計1,750株を売付価額129万5,450円で売り付けたものである。
２．課徴金納付命令対象者②は、ベルーナとの業務委託契約の契約締結先の社員から、同人がその契約の履行に関して知った本件重要事実の伝達を受け、この事実が公表された平成20年７月９日午後２時30分より前の同日に、ベルーナの株券合計2,000株を売付価額145万1,000円で売り付けたものである。
【課徴金額】　課徴金納付命令対象者①　40万円
　　課徴金納付命令対象者②　43万円
【勧告後の経緯】（課徴金納付命令対象者①及び②とも同日）
　審判手続開始決定日　平成21年12月18日
　課徴金納付命令日　平成22年１月21日
　なお、課徴金納付命令対象者①及び②からそれぞれ、事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑮　株式会社タウンニュース社社員による相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

証券監視委は、株式会社タウンニュース社社員による相場操縦について検査した結果、法令違反（旧金商法第159条第２項第１号）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】　平成22年２月２日
【勧告の対象となった違反事実】
　課徴金納付命令対象者は、株式会社タウンニュース社の社員であったが、同社の株券につき、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、平成20年11月６日から同月14日までの間、７取引日にわたり、直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させ株価を引き上げる方法や、新値を形成しながら買い上がり買付けを行うなどの方法により、同株券合計9,100株を買い付ける一方、同株券合計7,800株を売り付け、同株券の株価を172円から260円まで高騰させるなどし、同株券の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。
【課徴金額】　25万円
【勧告後の経緯】
　審判手続開始決定日　平成22年２月２日
　課徴金納付命令日　平成22年２月23日
　なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑯　株式会社ヤマノホールディングス役員及び関係法人２社による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

証券監視委は、株式会社ヤマノホールディングス（以下「ヤマノホールディングス」という。）役員及び関係法人２社による内部者取引について検査した結果、法令違反（旧金商法第166条第１項第１号、同条第３項）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

本件は、法人の計算において内部者取引が行われていたことから、当該法人を対象として課徴金納付命令勧告を行った事案である。なお、法人を課徴金納付命令対象とするにあたり、当該法人２社を、ヤマノホールディングス役員から重要事実の伝達を受けた第一次情報受領者にあたると認定した事案でもある。